

## 一般社団法人日本心身医学会専門医更新に関する施行細則

第1条 日本心身医学会は専門医のレベル保持のため、次的方式により認定更新制を施行する。

第2条 日本心身医学会の認定を受けた専門医は、認定を受けてから5年を経たときに、認定更新の審査を受けなければ、引き続いて専門医を呼称することはできない。

第3条 認定更新は、専門医制度委員会が行う。

第4条 認定更新は、毎年1回、「心身医学」誌上に公告して行う。この公告には、その年度に更年の審査を受けるべき該当年次者、並びに認定更新申請に必要な提出書類や申請期日（毎年1月1日～3月31日まで）を掲載する。

第5条 公告に掲載された事項に該当する専門医は、公告に従い、所定の書類を添付して認定更新の申請をしなければ、認定の更新を受けることはできない。

第6条 認定更新は、認定を受けてから5年間に本学会が指定した教育的、学術的企画に参加し、下記の所定研修単位を取得した者について行う。

イ) 総単位数は、50単位以上とする。

ロ) 上記イ) のうち25単位以上は日本心身医学会（地方支部を含む）及び日本心療内科学会の企画したものへの参加により取得したものとする。また上記イ) の単位数は少なくとも3年以上にわたって取得したものとする。

第7条 認定更新に必要な研修単位取得の対象となる企画とその参加単位数

(1) 研修単位取得の対象となる企画とその参加単位数

① 日本心身医学会が行う講演会

イ) 教育的講演会

- a. 日本心身医学会総会時の教育的企画（独立した教育講習会）への参加は10単位とする。
- b. 各支部が主催又は後援する教育的企画への参加は、1日規模の講演会又は研修会は5単位、半日規模の講演会又は研修会は3単位とする。

ロ) 学術的講演会

- a. 日本心身医学会総会時の学術集会への参加は10単位とする。演者は3単位加算する。この参加単位は、1日以上の会期の場合、1日の出席でも1回と計算する。
- b. 日本心身医学会地方会への参加は5単位とする。演者は2単位加算する。

② 日本心身医学会以外が行う学術的、教育的講演会

イ) 世界心身医学会議への参加は10単位とする。演者は5単位加算する。

ロ) 日本医学会総会（4年に1回）への参加は10単位、発表は5単位とする。

ハ) アジア心身医学会への参加は7単位、演者は3単位を加算する。

ニ) 日本心療内科学会への参加は10単位とする。

ホ) アメリカ心身医学会への参加は7単位、演者は3単位加算とする。

ヘ) ヨーロッパ心身医学会への参加は7単位、演者は3単位加算とする。

- ト) 日本心身医学会が指定した学会の学術集会又は研究会への参加は3単位とする。  
(なお研究会の中で年2回開催されているものがあるが、年間を通じて3単位とする)
- チ) 日本医師会が行う生涯教育企画（都道府県単位の医師会も含む）のうちで本学会専門医制度委員会が認めたものへの参加は3単位とする。
- ③ 論文掲載
- 日本心身医学会発行の雑誌（心身医学）については、筆頭者は10単位とする。  
本学会専門医制度委員会が認めた心身医学系の論文（別刷提出）については、筆頭者は5単位とする。
- (2) 認定更新に必要な取得単位の申請は、自己申告制とし、それを証明するに足る書類を添付すること。ただし、まとめの用紙は本学会が指定する書式によるものとする。
- (3) 総会及び地方会時の学術集会での演者としての単位の算定には、それを証明するプログラムまたは論文の写しを添付すること。
- (4) 論文及び著書は、心身医学にかかわる学術的なものに限る。申請の際その別刷又は写しを添付すること。

第8条 認定を受けてから認定更新するまでの所定の期間（認定ごとに指示する）に取得した単位数が、所定の研修単位数に満たないときは、認定更新の保留を申し出て、所定単位数を満たしたときに再申請することができる。保留期間は2年までとし、保留期間中は認定心身医学科専門医を呼称することはできない。

ただし、特別な事情（長期の病気療養や研究のための外国留学等）の場合は、その事情を記した書類を添付して、保留期間の延長を申請することができるが、2回4年を限度とする。

第9条 認定更新時に、専門医制度認定委員会は別に定めるところにより、専門医としての知識、技術の維持、向上のための確認を行う。

第10条 ここに記載された認定更新制に関する事項の改訂は、専門医制度委員会の議を経て、理事会、評議員会の承認を要する。

第11条 認定更新は、5年ごとに行う。

第12条 認定更新の事務は、日本心身医学会事務局において行う。

#### 附 則

この細則は、平成18年5月30日から施行する。

#### 附則

この附則は平成20年1月25日から施行する。

#### 附則

この附則は平成20年6月11日から施行する。

#### 附則

この附則は平成30年1月24日から施行する

- ◎ 参加した教育的、学術的講演会や、掲載した論文などが更新の単位に該当するか否か疑義のある場合には、資料を添えて、本学会専門医制度委員会に問い合わせるものとする。委員会は可及的速やかに適否の返答をするものとする。

### 専門医更新単位表

(教育的企画)	(単位数)	(学術的企画)	(単位数)
心身医学会総会時の教育・学術的企画	10	日本心身医学会総会学術集会	10 (演者加算3)
各支部主催の教育的企画		日本心身医学会地方会	5 (演者加算2)
1日規模	5	本学会が指定した学会または研究会	3
半日規模	3	日本医学会総会	10 (演者加算5)
日本医師会の生涯教育企画(都道府県単位の医師会も含む)のうち本学会も認めたもの	3	日本心療内科学会総会学術大会	10
		世界心身医学会議	10 (演者加算5)
		アジア心身医学会議	7 (演者加算3)
		アメリカ心身医学会	7 (演者加算3)
		ヨーロッパ心身医学会	7 (演者加算3)

  

(論文掲載)	
「心身医学」掲載 (筆頭者)	10
委員会が認めた心身医学系論文(筆頭者)	5
海外文献	5
Letters to the Editor	7